

特集：家事・ケアサービス、使う側の責任を考える
—市場経済化に抗する運動の可能性—

植民地期香港における 家事労働者と使用者のアクティヴィズム

—境界管理のポリティクスに着目して—

大橋史恵

香港社会でフィリピン人家事労働者の受け入れが始まったのはイギリス植民地時代にあたる1970年代初頭である。それ以前の香港では中国大陸に出自をもつ女性たちが住み込みの家事労働者として働いていたが、輸出志向工業化によって経済発展が進むと、製造業に新たな職を得る女性たちが増加し、ローカルな家事労働者の雇用コストは上昇していった。夫婦共働きの中間層世帯が拡大するなかで、家事労働者の人手不足は深刻な社会問題としてとらえられていた。しかしこの時期の植民地期香港は、中国大陸とのリージョナルな境界の取り締まりを強化し、中国人家事労働者の香港への入境を避ける方針をとった。

フィリピン人家事労働者の受け入れは、このような「中国」と「外国」に対する境界管理のポリティクスを背景に開始されていった。植民地期香港の地方紙の報道記事や社説を読み解くと、こうした境界管理のポリティクスが生成した経緯とその後の展開が明らかになる。さらに1980年代になると、境界管理をめぐる香港政庁の方針は、使用者のアクティヴィズムとフィリピン人家事労働者らのアクティヴィズムの動向にも大きな影響をもたらしていった。

本稿はこうした歴史を批判的に振り返ることで、労働者と使用者とが連帯的な運動を実現するためにはどのような視座が必要なのかを確認していく。

キーワード：植民地期香港、家事労働者、使用者、境界管理

はじめに

本稿は国際ジェンダー学会2022年大会シンポジウム1「家事・ケアサービス、使う側の責任を考える——市場経済化に抗する運動の可能性」において行った報告に抜本的な加筆修正と論点の再構成を行い、香港における有償家事労働者と使用者のアクティビズムの歴史に焦点をあてた内容へとまとめなおしたものである¹⁾。

当シンポジウムでの報告において筆者は、香港では有償家事労働者と使用者の団体の双方が、立法會（立法機関）において意見書を提出したり、各種委員会の審議に参加したりと、活発な政治的働きかけを行っていると論じた。ただしこうしたアクティビズムの担い手はフィリピンやインドネシア出身の外国人家事労働者（香港社会では「外籍傭工」あるいは「外傭」と呼ばれる）とその使用者が中心である。家事労働者については2000年代にローカルな中国人家事労働者（香港社会では家務助理と呼ばれる）の組織化が進んだが、使用者のアクティビズムは外国人家事労働者を雇用する人びとに限られているとあってよい²⁾。この傾向は、香港政府の対応にも共通している。労働政策をつかさどる勞工處は、ローカルな家事労働者の使用者についてはほとんど関心を向けないが、外国人家事労働者やその使用者の教育には非常に力を入れており、ハンドブックやニュースレターの頒布、ウェブ動画の配信、講演会の実施などに取り組んでいる。

香港社会における有償家事労働者と使用者のアクティビズムのこうした動向は、どのような背景において成り立ってきたのだろうか。香港社会において外国人家事労働者の雇用が始まり広がっていく1970年代から1980年代の時期に焦点をあてて考えていきたい。

香港の外国人家事労働者についての研究は数多く存在するが、使用者や中国人家事労働者の存在に目を向けた研究は少なく、とりわけ歴史的視点をもって論点を掘り下げる研究は希少である³⁾。外国人家事労働者の雇用が広がる前の香港では、大陸から新たに移動してくる人びとを含め、中国人女性が有償家事労働の担い手であったが、先行研究のほとんどはこうした雇用の変遷について関心を払ってこなかった。

本稿では、まず今日の香港において有償家事労働者の雇用がどのように普及しているのかを最新のデータをもとにとらえる。次に、植民地期香港において刊行されていた地方紙の報道や社説における議論を主な手掛かりとしながら、中国人家事労働者から外国人家事労働者への切り替わりの経緯を読み解いていく⁴⁾。この過程において労働者と使用者のアクティビズムがどのように生じ

てきたのかを明らかにしたい。

1. 香港社会における有償家事労働者

香港は、アジアの中でも家事労働者の雇用がもっとも普及している社会の一つである。ILOの2019年の試算によれば、アジア太平洋地域全体において全被雇用者に占める家事労働者の割合は2.0%であったが、そのなかでも香港は8.4%と首位を占めた (International Labour Organization, 2021)。

香港政府統計局が2019年10月から2020年1月にかけて実施した特定テーマ別調査の結果によれば、対象世帯全体の13.4%で家事労働者が雇用されていた⁵⁾。うちフィリピンやインドネシア出身の外国人家事労働者の雇用は92.2%、ローカルな中国人家事労働者の雇用は7.9%を占めた。外国人家事労働者は60歳以上の高齢者がいる世帯の10.8%で、12歳以下の子どもが養育されている世帯の31.9%で雇われていた (香港特別行政区政府統計處2021: 46)。2000年に行われた同様の特定テーマ別調査では、家事労働者を雇用していたのは世帯全体の10.1%であり、うち87.4%が外国人家事労働者を、12.1%がローカルな家事労働者を雇用していた。外国人家事労働者が雇われていたのは60歳以上の高齢者がいる世帯の7.8%、12歳以下の子どもが養育されている世帯の16.4%を占めた (香港特別行政区政府統計處2001: 62)。

以上のデータからはこの20年の間に香港居民のあいだで家事労働者の雇用がいっそう広がっており、特にローカルな中国系の家事労働者よりも外国人家事労働者を雇う傾向がますます高まったことがわかる。この傾向はとりわけ低年齢の子どものいる世帯で顕著であった。特定テーマ別調査の報告書でも、外国人家事労働者の雇用が広がっているのは、大人が仕事で不在のあいだにフルタイムで子どもの面倒を見るヘルパーが求められているためだと示唆されている (香港特別行政区政府統計處2021: 36)。

一般に家事労働者は、雇い主の住居のような私的空間において働くことがほとんどであり、知人の紹介などインフォーマルなネットワークを通じて就労することも多いため、その労働状況を統計的に把握することは容易ではない。そのようななかで、香港では過去2回にわたって特定テーマ別調査が行われ、家事労働者の雇用状況の概要が明らかにされている。政府主導の大規模調査がこのように行われるという事実からは、香港において家事労働者の存在が公共の関心事であるということをはかることができる⁶⁾。冒頭に述べたように家事労働者や使用者の団体が立法會の議論にも関与しているということからも、この話題が公共的重要性をそなえたトピックとしてとらえられていることは明ら

かであろう。

だがその反面で、低年齢の子どものケアニーズをいかに充足するかという問題が、今日の香港社会において公共の関心事として議論されることは少ない。香港はイギリス植民地時代から低所得者向けの安価な公営住宅やニュータウン建設をはじめとして積極的な住宅政策をとってきたことで知られるが、子どもの養育はそうした「家」の内部で解決されるべき問題と位置づけられている。シアとマーの研究によれば、低所得者世帯では母親たちが全面的に育児労働の担い手となり、経済的に余裕がある世帯では家事労働者が子どもの養育者になるという構図があるという (Xia and Ma 2019: 8) ⁷⁾。

2023年現在、外国人家事労働者の雇用申請を認められているのは月あたり世帯収入1万5千香港ドル以上（日本円でおよそ26.4万円）以上の層である。外国人家事労働者の規定最低賃金は4730香港ドル（およそ8.2万円）であることから、中間層以上の共働き世帯であれば手が届かないわけではないだろう。一方で外国人家事労働者であれ、ローカルな家事労働者であれ、香港社会でその雇用に対して補助や控除が行われることはなく、使用者は労働者に対して貨幣による報酬を直接、全額支払う仕組みになっている。家事支援や対人ケアサービスが普及している国のなかでも、EU諸国ではバウチャー制度や税控除といった政策的支援が取り入れられてきたが、香港社会における家事・ケアサービスは、原則として人びとがそれぞれの経済力に応じて利用するものとして構築されているといえる⁸⁾。

こうした状況を、よくいわれるように、イギリス植民地時代からの積極的不介入政策の表れとみることもできよう。だが筆者は、香港の家事・ケアサービスは、決して政策的介入とは無関係に形成されてきたわけではないととらえている。この意図において次節では、香港社会における家事労働者雇用のありかたが決して無作為的に生じたのではなく、フィリピンをはじめとした「外国」と中華人民共和国すなわち「中国」に対する境界をどのように管理するかという植民地香港がおかれた外交的位置において、政策的に推進されてきたということを論じていく。

2. 香港における家事労働者雇用の変化と境界管理

2-1. 中国人家事労働者の雇用とリージョナルな境界管理

周知のように香港は、アヘン戦争後の1842年の香港島の割譲、1860年の九龍半島南部の割譲、そして1898年の九龍半島北部「新界」の租借という段階を経ながらイギリスによる植民地統治を受けたが、1997年6月1日をもって中

国へと返還された。この期間、かつては小さな漁村であった香港は、イギリスのアジアにおける中継貿易の拠点になり、また中国・広東省との地理的接続性もそなえていたことで、絶え間ない人の移動や資本・モノ・情報の流通のなかで急激な経済発展を遂げた。人の移動という側面についていえば、日中戦争、国共内戦、その後の中華人民共和国の建国から文化大革命までの時期に、たくさん中国系移民・難民が香港にたどりつき、また香港を経由して東南アジア諸国などに移り住んでいった。香港はしばしば「移民都市」と称せられるが、それは植民地化によってもたらされた多文化的な側面によってだけでなく、文化的な同質性をそなえた人びとのリージョナルな越境性もふくめてとらえられるべきだろう。

人類学者のアンドレア・サンカーによれば、20世紀初頭の香港は経済発展から取り残されており治安も安定していなかったため、イギリス人植民者や中国系の商工業者たちは妻子を帯同することを避けた。富裕層の家で働く使用人を含め、労働者層も男性が圧倒的に多かった。しかし貿易や商工業が発展していくなかで、使用人として働いていた男性たちが他のより稼ぎのよい仕事をするようになると、「家事サービスの女性化」が起きていった (Sankar 1978: 53)。この時代の家事労働者たちは、一般に「^{マージエ}媽姐」と呼ばれ、広東順徳などから移り住んだ独身主義の女性たち (「^{じそじょ}自梳女」) が多かった⁹⁾。ただし大陸からの移民・難民が増加していくなかで、住み込みで働ける家事労働者の仕事は「自梳女」のみならず、さまざまな女性移住者を引きつけていった。

1950年代から60年代にかけ、香港は中継貿易から加工貿易の拠点へと転換していった。軽工業を中心に輸出志向工業化が急速に進んでいくと、大陸から香港へと移住した女性たちも、かつての男性使用人たちと同様に、家事労働者以外の働き口を求めるようになっていった。1960年代の香港の地方紙には、工場で働く女性の増加の反面で、住み込みの家事労働者の人手不足が深刻になっているという記事が頻繁に掲載されていた。月あたり賃金も急激に上昇し、1963年には120-150香港ドルだったのが、1964年には160-170香港ドル、1965年には200-300香港ドルにまで達したという (Ohashi 2022: 136)¹⁰⁾。

1970年代になると家事労働者の雇用コスト上昇と人手不足はさらに進んだ。1974年10月の『華僑日報』記事によれば、住み込みの家事労働者を雇うには月額600-700香港ドルかかっていた。記事はこの雇用コストについて、「普通の俸給者階級では負担しにくい。だが、時間給のメイドを雇用して、どうにもこなせない家事をやってもらうのであれば、賃金支払いは比較的少なくおさえられる」と続く。当時出現した時間給の家事労働者たちの多くが、「俸給者階級の家庭主婦」であり、おおむね1時間あたり4-5香港ドル、1日あたり4時間ほ

ど有償家事労働を行い、仕事が終われば自宅の家事をしていたという¹¹⁾。一方で1976年の同紙記事は時間給の家事労働者を「一般的な労働者家庭の主婦が空き時間に家を助けるために働いている」ととらえ、使用者については「大多数がホワイトカラー階級で、夫婦ともに家の外で働いているために、家の夕食の支度や洗濯等を時間給のメイドにやってもらっている」と記述していた¹²⁾。

このような変化は、香港社会における産業構成の急速な変動とそれにとまなう人びとの働き方の変化を反映している。1970年代から1980年代の香港では、第三次産業の成長にともなって専門・技術、経営・管理、事務職の就業者が急激に増加し、新しい社会集団としての中間層を形成していった (Lui 2003: 165-166)。今日でも香港社会は共働き世帯が多いことが知られるが、『華僑日報』の記事はこの趨勢が1970年代にすでに見られるものであったことを示している。だが、この時期に新しく出現した中間層世帯のほとんどは、時間給の家事労働者にかかる費用を捻出することはできても、かつての「媽姐」たちのような住み込みの中国人家事労働者を雇用できるほどの高収入を得ていたわけではなかっただろう。

一方で1960年代末までに香港は、大陸からの移民・難民の流入に慎重な姿勢をとるようになっていた。戦後の香港はかれらの存在を労働力供給源として急速な工業化を成し遂げたのであるが、1960年代後半に低所得の労働者たちによる左派運動が激化すると、香港政庁は大陸とのあいだの境界管理を推し進めていった¹³⁾。

1974年11月、香港政庁は「抵壘政策」(touch base policy) と呼ばれる境界管理のシステムを導入した。それまでの大陸から香港への人の移動はほとんどが非正規的な越境によるものであったが、抵壘政策以降、新界で発見された移民は「不法移民」として送還され、界限街(新界と九龍の境目)よりも南に到達した場合には香港居民としての身分を認められた。この点で抵壘政策は大陸から香港への移動を合法化する措置でもあったが、同時に、労働市場の必要に応じた労働力の調節弁としても機能していた¹⁴⁾。この政策は1980年10月まで継続され、以降は無許可で越境した大陸出身者はどこにいたとしても強制送還処分を受けた¹⁵⁾。

大陸とのあいだのリージョナルな境界管理が厳格化されるのと時期を同じくして、香港はフィリピンからの外国人家事労働者の受け入れを開始していく。人の越境に関わるこの二つの方針変化に直接的な連関はないように見えるが、香港政庁がフィリピン人家事労働者を積極的に受け入れていったことの背景には、大陸出身の家事労働者の人数を増やさないようにしたいという政策的意図があったと考えられる。この意図については第3節で詳述するが、さしあたり

二つの方針変化の関係を裏付ける議論として、労働経済学者の山越徳が、中国返還を数年後に控えた1992年に行った論考をとらえておきたい。

この論考において山越は、香港における外国人労働者受け入れの動向を「質の高い能力を持つ専門・技術者」「きわめて不足しているために受け入れを認めた外国人メイド」「生産労働者あるいは現場労働者」の三者に分けて整理した上で、「外国人メイド」の受け入れは「当初は英国人家庭に対してのみ」認可されていたが、「中国人家庭にも範囲を拡げて」認められていき、一方で中国からの家事労働者の受け入れは、「大量流入につながる恐れのため」「固く禁じられた」と書いている（山越1992: 196）。ここでいう「中国人家庭」は、先にとらえた夫婦共働きの中間層世帯を指していると考えてよいだろう。同時代的に拡大していた中間層は、家事やケアのニーズを補うために家事労働者を必要としていたが、住み込みの中国人家事労働者を雇い入れるほどの経済的余裕はない世帯がほとんどだった。大陸とのあいだの境界管理を厳格化していた香港政庁は、新しくフィリピンからの労働者受け入れを図り、こうした中間層をその使用者として位置づけていった。

次項では、香港政庁が外国人家事労働者の受け入れをどのように進めたのか、またそのことが香港の境界管理にどのように関係していたのかの詳細をとらえたい。

2-2. 外国人家事労働者の雇用と境界管理の変化

香港におけるフィリピン人家事労働者の受け入れは1974年に始まったとしばしば論じられる（安里2005, 2006, Cortes and Pan 2013）。これは1974年11月、マルコス政権が「新労働法」を採択し、海外雇用政策を開始したことを背景にしたとらえかたであろう¹⁶⁾。だが、実態としての送り出しと受け入れはそれに先駆けて進んでいたようだ。典拠は示されていないが、陳允中と司徒薇は、最初のフィリピン人家事労働者50名が香港に到着したのは1970年だと述べている（陳・司2014:195）。また先にも参照した山越の議論によれば「英語を話せるメイドを欲する英国人家庭が、香港では見つけることができない場合に対してのみ1970年代初めに認められた」のが、後に中国人家庭にも雇用が認められたことで受け入れが拡大したという（山越1992: 201）¹⁷⁾。

筆者がこの時期の香港の地方紙の報道を確認したところでも、やはりフィリピン人家事労働者の存在はフィリピンにおける海外雇用政策の開始に先駆けて報じられていた。1973年10月4日の『華僑日報』記事は、フィリピン人家事労働者は「個別に契約を結び、人民入境事務處の批准を受けており、(香港での)生活維持とともに出身地に帰ることを保証」されていると紹介した¹⁸⁾。同紙は

1974年2月にも、フィリピン人家事労働者によるサービスが新しい産業として成立していると報じている。記事内では、フィリピン人家事労働者を雇用する際の具体的な条件として、フィリピン政府の規定に基づいて正式に出国手続きをした人物であること、最低賃金基準を満たしていること、2年間の雇用契約を結ぶこと、香港の移民局（入境事務處のことと思われる）の批准を受けること、雇い主側が航空券代を支払うことなどが示されていた。こうした記事からは、香港政庁がフィリピン政府とのあいだに詳細な取り決めを結んで家事労働者を受け入れていたことがうかがえる¹⁹⁾。

遡って1972年には勞工處が家事労働者の雇用契約書のプロトタイプを策定したことも報じられている²⁰⁾。香港では1968年に僱傭條例（日本の労働基準法に相当する、被雇用者の権利保護のための法律）が制定されており、この時期には地方紙でも読者に正規の雇用契約の重要性を呼びかける記事が多く掲載されていた。この流れにおいて、家事労働者についても早い段階から正式な雇用契約を結ぶことが想定されていたのではないと思われる。ただし実際に外国人家事労働者の雇用契約制度が確立し、その下での受け入れが徹底されたのは1976年頃だったようだ。山越は、外国人家事労働者の受け入れが始まった頃は「契約等は当事者間で自由に、野放しで行われていたが、数が大きくなってきたこともあり、1976年に労働部によって契約システムが決められ、彼女らの労働条件の保護と管理がなされるようになった」（山越1992: 201）と述べている。

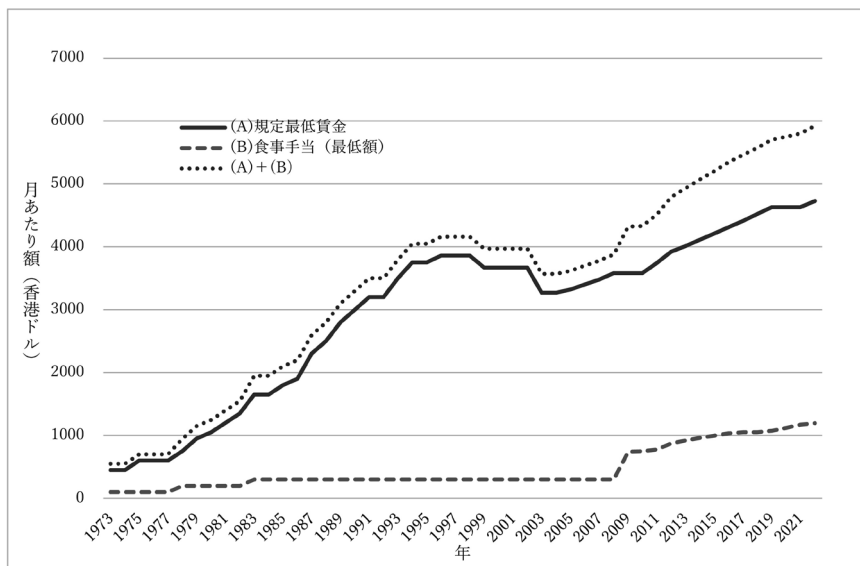
これを裏付ける報道として1976年3月の『華僑日報』は、海外出身の家事労働者を雇用するには標準雇用契約が必要であると使用者の側に周知させる通達をとりあげている。山越の議論には「労働部によって」（勞工處を指していると思われる）とあるが、この記事の本文によれば1976年の通達の主体は勞工處と入境事務處の二者であった。興味深いことにヘッドラインではこれが入境處による通達であることが示され、「入境事務處の公印」のあるフォーマットを入手すべきであることが強調されていた²¹⁾。つまり標準雇用契約を結ばせる方針は、香港の境界管理上の関心と不可分であったとみるべきだろう。今日に至るまで標準雇用契約制度は入境事務處の管轄下にあり、使用者は単なる労使関係を超えて、外国人家事労働者の日常生活に一定の責任を負うことが規定づけられている²²⁾。

ところで1974年2月25日の記事では、香港社会における家事労働者の近年の深刻な人手不足が言及されるとともに、フィリピン人家事労働者の賃金は「月あたり最低400ペソ（約300香港ドル程度）」であると紹介されている。前項で触れたように、1974年頃の住み込みの中国人家事労働者の月あたり賃金は600-

700香港ドルであり、時間給の家事労働者も1時間あたり45香港ドルで雇われていた。時間給の中国人家事労働者を1日3時間程度雇うよりも安いコストで住み込みの外国人家事労働者を雇えるということは、共働きの中間層世帯にとって魅力的であっただろう。

もっとも香港経済の成長にともなってフィリピン人家事労働者の規定最低賃金は急速に上昇していく。約5年後に『香港工商日報』が報じたところによれば、78年6月以前の契約では月あたりの規定最低賃金が600香港ドルであったのが、78年6月からは750香港ドル、79年1月からは850香港ドルになった。記事はなおも、フィリピン人家事労働者は2年間の雇用契約のあいだに給料が変わらないことや、契約満了後あるいは中断の際には必ず香港を離れなければならない、好条件を求めてジョブホッピングすることはできないことを示し、ローカルな中国人家事労働者よりも共働きの中流層に受け入れられやすいと報じた²³⁾。

図1 外国人家事労働者の規定最低賃金および食事手当の変化 (1973年-2021年)



出典：各地方紙の報道および勞工處公表のデータをもとに筆者作成

標準雇用契約には、外国人家事労働者が僱傭条例の対象となることが明記されており、また規定最低賃金を上回る給与の支払いがなされるべきであること、香港への渡航に関わる費用、家事労働者の寝食や医療費などを使用者が負担しなければならないことなどが盛り込まれてきた。食事のまかないが行われない

場合に規定された食事手当の最低額以上を追加して支払わなければならないことも記されており、さまざまな側面で家事労働者の権利を保障する制度といえる²⁴⁾。一方で香港においてこの制度が、外国人家事労働者を2年間にわたって固定的な雇用関係の下に留めるとともに、契約期間内の賃金を据え置かせるかたちでも機能してきたということには留意が必要である。1980年代半ばから1997年のアジア通貨危機に至るまでの香港経済はインフレーションのなかにあったが、外国人家事労働者の賃金上昇にはある程度のブレーキがかけられていたとみてよいだろう。

それでも各地方紙の報道によれば、外国人家事労働者の規定最低賃金は1980年には1000香港ドルを超え、以降中国返還の時期まで一貫して上昇を続けた(図1)。当時の香港の物価上昇率を考えれば実質賃金の上がり幅はより緩やかだったと思われるが、フィリピンペソ安が続くなか、香港で働く家事労働者たちは2年間の契約を更新するたびに、より多くを送金できるようになっていたと考えられる。

1980年代になるとフィリピンのマルコス政権は、海外への労働力送り出しを通じた外貨獲得をますます重視するようになっていた。1982年末には大統領令857号が発令され、海外で就労する人びとは賃金の一定割合をフィリピンの銀行を経由して送金することが義務づけられた。この送金が達成されない場合には旅券の再発行や次の雇用契約を結ぶことができないといった罰則が設けられ、また政府の決めた為替レートにおいて送金を受けた家族が手に入れるペソの額は小さくなったため、フィリピンの国内外で多くの労働者たちが抗議活動を行った(山形1991: 161)。香港のフィリピン人家事労働者たちも給与の50%を送金するように求められ、拒否すればパスポートの更新ができなくなったことで、抗議の声が高まっていった。

1980年代初めには香港島・中環地区セントラルに位置する聖ヨハネ主教座堂がタガログ語によるミサを開始し、教会を基盤に立ち上げられたNGOも家事労働者たちを対象とした取り組みを始めていた。世界中の銀行の香港支店や証券取引所の立地する中環地区は、かつて金融業務の停止する日曜日には閑散としていたが、やがてフィリピン人家事労働者たちが休息日を過ごす場としてにぎわうようになっていった(陳・司2014: 197)。このように中環地区に集まるフィリピン人女性たちのあいだで、強制送金に対する抗議活動が広がると、フィリピン人移住者団体のアライアンスであるUnited Filipinos in Hong Kong (UNIFIL)の傘下において、家事労働者たちの組織化が急速に進んでいった。リサ・ロウの整理によれば、フィリピン人女性たちは主に(1)香港における移民政策をめぐる問題、とりわけ1987年に設けられた「2週間ルール」(詳細は後述)、(2)

フィリピン政府による費用徴収の問題、(3) 家事労働者の最低賃金といった問題をめぐって積極的にキャンペーンや政策的アドボカシーに取り組んだ (Law 2002)。

一方でフィリピン人家事労働者たちの規定最低賃金が上昇し続けたことや、組織的行動が注目されるようになったことで、香港社会では彼女たちの存在に対する批判や苛立ちのまなざしが強まっていった。この時期の香港の地方紙に目を通すと、フィリピン人家事労働者たちが中環地区に集まる光景に対し、メディアがときに好奇のまなざしを向け、ときに街の美観を損ねるとして問題視していたことがわかる。そして使用者たちもまた、家事労働者受け入れ政策のステークホルダーとして存在感を増していく。

3. 境界管理の下での外国人家事労働者と使用者のアクティヴィズム

3-1. 中国人家事労働者の受け入れをめぐる論争

先に述べたように、香港がフィリピンから家事労働者を受け入れ始めた背景には、共働きの中間層世帯におけるケアニーズの高まりがあったのと同時に、中国人女性移住者の増加に歯止めをかけたいという政策的意図があったと考えられる。

「抵壘政策」が敷かれた1974年から1980年のあいだ、大陸出身者は首尾良く界限街よりも南にたどり着けば香港居民になることができたが、香港政庁は決して移住者を無制限に受け入れたわけではなかった。とりわけ中国人家事労働者の入境を避けようとしていたことの背景には、出産可能な身体をもつ女性が大陸から香港に渡ってくることを避けたいという意図があったのではないかと考えられる——なぜなら生地主義において香港で出生した子は居留権(永住権)を申請することができ、しかもそのことは宗主国イギリスにおける入国や居住の権利の問題にも波及したためである²⁵⁾。香港居民というアイデンティティ・ステータスは、1982年の中英交渉、1984年の中英共同声明を経て中国への「返還」が近づいていくにつれて、非常に敏感な問題になっていた。中英共同声明以降は、有効なビザの下で7年間継続して香港に居住した者は居留権を得られることになったが、香港がイギリス属領であることにともなう法的地位は1997年6月以降、香港居留権とは切り離されることが決まっていた。

一方の中国の側は、1978年に改革・開放路線を打ち出して以降、海外への労働力送り出しを通じた外貨獲得に関心を向けるようになり、香港への家事労働者送り出しについても政策的に進めようとする動きが生じた。1985年12月頃の報道によれば、中国側の労働力送り出し企業の関係者が香港の行政局・立

法局に対して働きかけをおこない、広東人家事労働者の受け入れ可能性を探ったが、これに対して当局関係者は難色を示したという。こうした動きを背景に、香港の地方紙には中国から家事労働者を受け入れるべきだという論調がたびたび出現した。例えば1985年7月12日の『華僑日報』は社説において、以下のような主張を掲載した。

現在、香港で働くフィリピン人メイドは3万人近くいて、インド、インドネシア、マレーシアのメイドも香港での就労を申請できる。こうした国々のメイドが来港できるのに、なぜ広東人のメイドは来港して働けないのか。香港政府はこれについて説明しておらず、市民の疑念と不安は増すばかりである。遙か遠くの国のメイドが来港できるのに一衣帯水の広東人メイドに来港を認めないとしたら、人情と道理にかなった説明がない限り、香港市民は納得しないだろう²⁶⁾。

この社説はそれまでのさまざまな記事と同様、共働き世帯が多い香港では家事労働者を雇うことが必須であることをとらえつつ、広東出身の家事労働者であれば言語面でも生活習慣面でも香港の人たちと共通性が大きいことを利点としている。つまり中国（広東）の女性たちは香港の社会的再生産のより相応しい担い手として期待されている。その一方でこの社説は「他国のメイドと同様、2年間の契約満了後は帰国させれば香港への定着を避けられる」「メイドについては7年間香港に暮らしても香港居民になれないという規定を設ければいい」などと訴え、家事労働者が香港居留権を獲得する権利を否定する立場を示したのだった。

実質的には香港政庁は大陸とのあいだに厳格な境界管理を維持し続けたのであり、今日に至ってもこの方針は揺らいでいない。しかし使用者としての香港居民たちのあいだでは、家事労働者をどこから受け入れるかという問題と、大陸との関係を含む境界管理をめぐる問題との連関が認識されており、そのことが論議を引き起こしていたのだと思われる。その様相は、1986年2月に外国人家事労働者の使用者たちによって設立された「香港海外メイド雇用主協会」（香港海外女傭僱主協會、以下、「雇用主協会」とする）が、その後中国返還の時期までに展開したアクティビズムにおいて、はっきりと浮かび上がる。

3-2. 使用者アクティビズムの生成

「雇用主協会」は今日に至るまで、香港でもっとも名を知られる家事労働者の使用者団体である²⁷⁾。コンスタブルによれば「雇用主協会」は数百名の中国

系の使用者らによって構成され、外国人家事労働者にかかわる政策、規制、賃金の問題をめぐって政府に対してロビーイング活動を行ってきた。使用者らは外国人労働者に比べて社会的、経済的、文化的に有利な立場にあるにもかかわらず、「雇用主のほうが搾取されている」というアピールの下で活動を展開した (Constable 2007: 76)。「雇用主協会」のこの姿勢は、発足時の地方紙の報道からも伺うことができる。1986年2月23日に『華僑日報』が報じたところによれば、「雇用主協会」の発足記念式典では、当時の外国人家事労働者の受け入れにかかわる諸制度について「雇用主の利益が保障されていない」ことが強調されていた。

だが雇用主すなわち使用者の「利益」とは何を指していたのだろうか。「雇用主協会」主席の容馬珊兒は式典でのスピーチにおいて、「現時点での法律は雇用主を守ってくれない。メイドの中には自ら契約を解除したり、解雇された後に戻るべき原居地（注：出身国）に戻らなかったりする者もいる。このため雇用主協会は香港政庁に対して現行の雇用関係法令の見直しを要求する」と語っている²⁸⁾。しかし「解雇された後」すなわち雇用契約から外れた後の外国人家事労働者の行動が、使用者らの「利益」を損害するとは考えにくい。使用者らは、具体的にどのような問題意識の下で「雇用主協会」を設立したのだろうか。

地方紙が当時報道していたさまざまな問題をあわせてとらえると、使用者たちの多くは、外国人家事労働者の規定最低賃金が上がり続けていることを不満に感じていたことがうかがえる。また、労力と時間のかかる契約手続きや渡航費の負担を経て香港に招いた外国人家事労働者が「自ら契約を解除」して他のより条件の良い働き口を探してしまうことが、大きな懸念としてとらえられていた。前節でとらえたように1970年代にフィリピン家事労働者の受け入れが始まったとき、地方紙は2年間の雇用契約があるために家事労働者は「好条件を求めてジョブホッピングする」ことができないと報じていたが、実態としては契約の途中で他の仕事を見つけて辞職を申し入れることができた。1968年に成立した僱傭條例において雇用契約の中途終了は可能であることが明記されており、それは外国人家事労働者を除外していなかったのである。

「雇用主協会」の主張において、家事労働者のジョブホッピングをどのように阻止するかは、規定最低賃金の問題とあわせて、中心的な話題であり続けた。容がスピーチにおいて宣言した通り、この時期には外国人家事労働者の雇用にかかわるさまざまなルールの改定が進められ、「雇用主協会」はその過程において積極的にアドボカシーを行った。

1987年4月には、2年以内に外国人家事労働者が契約を打ち切ることに規制が

設けられるとともに、契約終了後には2週間以内に香港を離れなければならないという「2週間ルール」が開始された。1987年4月24日の『華僑日報』は、「雇用主協会」が新しいルールの制定に賛同を示したことを報じている。この記事において、容はもし使用者の側に落ち度があって契約を打ち切りたいのであれば、家事労働者の側が法に照らして訴えるべきであり、結果が勝訴であれ敗訴であれ、いったん香港を去るべきであるとコメントした²⁹⁾。

しかし実際には「2週間ルール」は、使用者にとっても不利益をもたらすものであった。なぜなら2年間の後に同じ外国人家事労働者とのあいだに契約を更新する場合であっても、原則的に労働者を出身国に戻らせなければならないためである³⁰⁾。標準雇用契約において、家事労働者の帰国のための航空券費用は使用者が負担することになっていた。使用者が同じ家事労働者に引き続き働いてもらうためには、再度の煩瑣な手続きをし、香港に戻るための渡航費を負担しなければならなかった。1987年5月17日の『華僑日報』には、半山区と中環地区の議員らが約150名の使用者に対して調査を行った結果、円満に契約更新がなされる場合であっても「2週間ルール」によって帰国させなければならないことについて不満の声が上がったという。

そうした実際の声にもかかわらず、「雇用主協会」が「2週間ルール」を全面的に支持したという事実からは、香港社会における使用者アクティビズムが香港政府による境界管理の方針に適合するかたちで展開したことを読み解くことができるのではないだろうか。次節ではこの点を掘り下げてとらえてみたい。

3-3. 境界管理における使用者と外国人家事労働者のせめぎあい

中環地区を拠点として組織化を進めていたフィリピン人家事労働者たちは、1987年の新しいルールが外国人家事労働者に対してきわめて不利なかたちで策定されたことに強く抵抗した。同年5月11日の『大公報』によれば、26の労働組合およびフィリピン人家事労働者組織が共同声明を発表し、2年間の契約期間内の雇い替えに対する制限や「2週間ルール」を批判するとともに、契約終了に至った356件のケースのうち3分の2は使用者側の都合で起きていること、労働者側の都合で契約終了に至ったケースの半数以上が使用者から非人道的な扱いを受けたことが事由であることを訴えた。彼女たちはこの共同声明を香港政府とともにフィリピン政府や海外の労働組合組織へと提出し、香港で働くフィリピン人家事労働者たちがかかえる問題を世界に知らしめようとしたのだった³¹⁾。

フィリピンでは1986年の民主化運動を経て新たに大統領に着任したコロソ

ン・アキノが、海外で就労するフィリピン人の権利保護を重視する方針を打ち出していた。1988年1月、世界中に送り出されたフィリピン人家事労働者たちが虐待やハラスメントに直面していることを問題視したアキノは、2月15日からフィリピン人家事労働者の新規の海外就労を禁じると発表した³²⁾。受け入れ国が改善を図らない限り家事労働者の送り出しは行わないというフィリピン政府による「労働外交」(Napier-Moore 2017, Shivakoti, Henderson and Withers 2021)の結果として、16か国がフィリピン政府の求めに応じて移住女性の保護についての二国間協議にサインし、6か月内の受け入れ再開に至った(Oishi 2005: 65)。

しかし香港のフィリピン人家事労働者たちのあいだでは、送り出しの禁止は働く権利を制約するという批判の聲が高まった。家事労働者組織22団体の連帯の下、香港の家事労働者人口の3分の2にあたる規模のフィリピン人女性たちが自国政府に対して異議申し立てを行い、アキノ大統領が香港を訪問するタイミングでデモを予告するなど強い抵抗を示した(Constable 2007: 161)。こうした状況もあって、フィリピン政府は香港に対しては他国と比べても早期に家事労働者の新規送り出しを再開した。

一方の使用者たちはフィリピン政府による送り出し禁止に、どのように反応したのだろうか。「雇用主協会」を代表する容は、フィリピン政府の発表を受けた『華僑日報』の記事において、自国民を守るための送り出し禁止の方針に理解を示しつつも、このような事態が続くのであれば香港の使用者たちはタイなど他国の家事労働者を採用することになるだろうと述べている³³⁾。実際、この時期までに香港は仲介業者を通じてさまざまな国から外国人家事労働者を受け入れていた。コンスタブルもまた、この当時の香港ではフィリピン人家事労働者の代替存在としてタイ人家事労働者が注目されていたことに触れている³⁴⁾。

しかし実際には、この時期に他国出身者の受け入れが抜本的に進んだわけではなかった。むしろフィリピン政府による送り出し禁止は、香港社会におけるフィリピン人家事労働者に対する駆け込み需要を上昇させた。『大公報』によれば、送り出し禁止が実施される直前の時期における契約件数は前年比4割増しにまで膨らんだ³⁵⁾。

また使用者たちのあいだでは1987年4月に外国人家事労働者の規定最低賃金が前年から400香港ドル上昇したことを受け、1988年4月にも同程度の賃上げが強行されるのではないかという懸念の聲が高まった。政府側は1988年3月17日、規定最低賃金改定の上げ幅や時期については現時点では何も決まっていないとし、400香港ドルの賃上げは憶測にすぎないとした³⁶⁾。だが「雇用主協会」は同年5月に5000人分もの署名を集めて行政局と立法局に提出し、1988

年度の外国人家事労働者の賃上げを凍結するよう求めた。

容はこの請願において「教育を受けた女性たちは社会に大いに貢献しているが、職業女性がそのように安心して働けるのは、メイドが家事を代行しているからだ」と訴え、「自動車の交通量をコントロールするようなやりかたで外国人メイドの入境をコントロールするのは、民情を思いやらないやりかただ」と主張した³⁷⁾。使用者アクティビズムは、香港政庁が外国人家事労働者の雇用申請のハードルを上げることで入境者数をコントロールしようとしていることを見抜き、そのような方針は香港の社会的再生産のありかたに影響をおよぼすものであると批判したのだった。

興味深いことに、容はそれでも署名提出の際に「2週間ルール」の徹底をあわせて要求している。使用者たちにとって、規定最低賃金が上昇を続け、医療費や食費等の負担もあるなかで、2年間の契約を行うたびに往復の航空券代を負担しなければならないことの問題は大きかったはずである。それにも関わらず使用者団体としての「雇用主協会」はロビーイングにおいて境界管理の強化を求め続けた。現段階ではこの理由を明確に示すことはできないが、「雇用主協会」が香港の境界管理に対して、きわめて強い政治的関心を抱いていたことはあきらかである。

香港が中国へと返還される直前の1996年、「雇用主協会」は、香港社会において有償家事労働者として働く移住女性の権利にさらなる制約をかける行動に出る。この年の7月に容は北京に赴き、大陸出身の家事労働者の香港における受け入れ可能性について交渉を行った。当時の香港社会において容がこの行動をとったことは大きな批判を招いた。中国は1997年以降も香港が高度な自治を保っていくという方針を示していたが、香港居民たちは返還によって中国の政治的・社会的影響が強まっていくであろうことに大きな懸念を感じていたためである³⁸⁾。

しかし容自身は当時の「雇用主協会」の行動を異なる角度から振り返っている。2005年に『香港文匯報』に掲載されたインタビュー記事において容は、中国人もまた7年居住すれば香港の居留権を得られる状況において、大陸からの家事労働者の受け入れが実現すれば「香港の人口は急激に膨張することになる」という強い懸念が香港政庁の側にあったと語った。その直後の語りにおいて容は、1996年に北京に赴いたのは、家事労働者は7年居住しても居留権を申請できないという規定を成立させるよう政庁側に促すためのパフォーマンスであったということをはのめかしている。「香港特別行政区」が誕生した1997年7月1日に改定された人民入境条例は、香港の外から来た家事労働者は居留権申請者が満たすべき7年間の「通常の居住」をしていないという解釈を盛り込み、

有償家事労働者が香港居民としてのステータスを得る可能性を否定した。インタビューにおいて容は、これは「雇用主協会」の最大の功績であると誇らしげに語っている³⁹⁾。

その後も今日に至るまで、香港は外国人家事労働者が取得する2年間のビザを中国国籍者に対しては発行しておらず、「雇用主協会」のその後のロビーイングでも、この点はほとんど主張されていない。一方で図1から読み取れるように、外国人家事労働者の規定最低賃金はこの時期には3860香港ドルに据え置かれ、そればかりか1999年と2003年には切り下げられている⁴⁰⁾。こうした経緯をとらえると、「雇用主協会」は香港政庁／香港特別行政区政府による境界管理の方針に同調し、ときにその強化を後押しするようなパフォーマンスを行う一方で、家事・ケアサービスにかかわるコストをできるだけ低くおさえないという使用者側の利害関心をたくみに主張していたとみることができるのではないだろうか。

おわりに

本稿の議論は、香港における外国人家事労働者の存在に対する公共的関心が、植民地期以来の「外国」と「中国」との境界をいかに管理するかという問題にかかわってきたことを明らかにしてきた。イギリス植民地統治下の香港は、1970年代に入る頃には、大陸からの中国人女性たちの越境的流入に制限を設けようとしていた。この時期には共働きの中間層世帯が拡大するなかで家事労働者の不足が生じていたが、香港政庁はこのことが中国人女性の流入を引き起こすことを危惧し、フィリピン人女性の政策的な受け入れによって家事労働者の不足を埋め合わせようとした。受け入れの初期段階から導入された標準雇用契約制度は、外国人家事労働者の在留期間を2年間に留めるとともに、使用者としての香港居民に事実上、外国人女性を監視・監督する役割を課してきた。

この構図において、香港社会における使用者のアクティヴィズムは、政府による境界管理の思惑をなぞるようにして展開してきた。今日に至るまで、香港の外国人家事労働者たちは居留権申請の権利を否定されており、また「2週間ルール」も国際社会からのたび重なる批判にもかかわらず撤廃に至っていない。

外国人家事労働者をいかに受け入れるかという問題は、人間が生まれる前から死に至るまで欠かすことができないケアのプロヴィジョンをいかに実現するかという、一連の社会的課題のなかに位置づけられる。フェミニズムは、ケアニーズを充足するためのさまざまな実践が、ジェンダー役割において達成される営みとして（往々にして不払い労働として）自明視されてきたことの政

治性を問うてきた。この問いは、1980年代以降の国際経済関係の変化の下での「移住労働の女性化」ともなつて、グローバル・イシューとして再分節化されている。移住家事労働者は、有報酬労働^{ペイドワーク}を行っていてもなお「通常の職業」としての位置づけから外されている。彼女たちが行うケアの社会的評価は、当該社会の権力関係の下で切り下げられており、そのことが労働者本人にも内面化される傾向がある（伊藤2020: 16-17）。植民地期香港における外国人家事労働者受け入れの経緯は、政府や使用者アクティビズムによる境界管理の戦略において、ケアの社会的評価の切り下げがどのように起きたのかを如実に示しているといえよう。

さて、本稿の議論は植民地期香港を対象にしたが、香港における外国人家事労働者の受け入れはむしろ中国返還以降に拡大していく。本稿は紙幅の都合上、1997年以降の変化には踏み込まなかったが、一点のみ、経済のグローバル化の再編の下で、外国人家事労働者の労働にどのような変化が生じてきたかを指摘しておきたい。

前節の最後に図1を参照しながらとらえたように、香港における外国人家事労働者の規定最低賃金は、植民地期には一貫して上昇を続けたが、中国返還の前後から変動を繰り返してきた。とくにアジア通貨危機が起きた1997年、重症急性呼吸器症候群（SARS）が流行した2002年、グローバル金融危機が起きた2007年から2010年、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の流行が拡大した2019年から2021年には、規定最低賃金は据え置かれ、場合によっては切り下げられた。

グローバル金融危機以降についていえば、規定最低賃金の上昇幅が食事手当の上昇幅に比べて緩やかにおさえられていることにも注意が必要である。食事手当は使用者が食事のまかないを行わない場合の手当であり、実際には支払われないケースが多いと考えられる。2014年、インドネシア人家事労働者 Erwiana Sulistyaningsih さんが十分な食事や水を与えられない上に暴力と監禁によって衰弱した状態で香港国際空港に放置された事件が話題になった。この事件は、ケアの社会的評価の切り下げが、外国人家事労働者の生存維持に負荷をかける可能性を示したといえるかもしれない。

しかしケアの社会的評価の低さによって引き起こされたこの事態は、家事労働者だけでなく、使用者を苦しめるものでもあるのだ。自らフィリピン人家事労働者を雇用しながら独立系ジャーナリストとして活躍してきた蘇美智は、その著書『外傭——家のなかのよそ者たち』の序文において以下のように述べている。

研究を愛する学者たちの文章の中では、「外国人メイドの雇用主」という言葉はすでに原罪に満ちている。「私」はグローバル化の搾取システムの共犯者であり、資本主義の悪を発展途上国の一番貧しい辺境の一番弱い家庭にばらまいている。また「私」は、フェミニズムの戦線に立ち、外国人メイドと力を合わせて家父長制の束縛から抜け出すことを目指すどころか、自分自身にかけられた鎖を小さく複製して、異郷の女性を縛り付けている。

そんな疑いなく人を不安にさせるような姿の一方、「私」をとった私は、香港の大部分の雇用主と同じく、ただ懸命に生きる人間である。家庭と仕事の両立に関しては、選択肢があるように見えても、いつも本当の選択はあったためしがない。全く見知らぬ異邦人を家庭に引き入れることについて、内心とてもビクビクしている⁴¹⁾。

蘇のこの言葉は、ケアニーズの充足が個人的／私的問題として扱われ続ける構図において、使用者たちが「異郷の女性を縛り付けること」「全く見知らぬ異邦人を家庭に引き入れること」を個人的／私的問題として引き受けざるを得ないことを示すものである。家族であれ市場であれ、ケアのプロヴィジョニングが私事化されている状況において、使用者は「異邦人」としての家事労働者を監視・監督する立場を「選択」するしかない。

転じて考えれば、使用者と家事労働者とが連帯的な運動を展開していくためには、私たちはまずはケアの「社会的」な価値に向き合いそれを正当に評価することで、プロヴィジョニングを私事化する力学に抗していかなければならないのではないか。香港のケースは、そのことを私たちに伝えている。

(おおはし ふみえ お茶の水女子大学)

[注]

- 1) 本稿を完成させる上までの過程では、伊藤るり氏(津田塾大学名誉教授)と澤田ゆかり氏(東京外国語大学教授)のお二人に多くの的確なコメントや事実関係についてのご指摘をいただいた。厚く感謝を申し上げたい。なお、本稿は科学研究費補助金・基盤研究C「香港における移住女性の再生産労働力配置——「グローバル・シティ」のジェンダー分析」(課題番号:19K12603)による研究成果である。
- 2) 2001年、民主派の労働組合のHKCTU(香港職工盟)とFADWU-HK(香港亞洲家務工工會聯會:アジア家事労働者労働組合香港連盟)の下で、ローカルな家

事労働者の労働組合「香港家務助理總工會」が組織化された。HKCTUの職業訓練コースに参加していた女性たちが、訓練コースの教師たちの支援を得て組合を作ったものである（大橋2020）。HKCTUは香港で国家安全維持法成立が成立したことを背景に2021年に解散に至るが、香港家務助理總工會は今日も活動を継続している。

- 3) 香港の有償家事労働者について、外国人家事労働者だけでなくローカルな家事労働者や使用者も含めて議論してきた研究としては、1997年に初版が刊行されたニコル・コンスタブルの『メイドを注文する香港』（第2版は2007年）や伊藤るりの論考がある（Constable 1997, 2007, 伊藤2007）。伊藤は香港における再生産労働の分業にかかわる女性たちを①雇用する側の間階層世帯と高学歴女性②移住家事労働者③地元家事労働者④新来大陸女性の4つのカテゴリーに類型化してそれぞれの状況を整理した。またローカルな中国人家事労働者の存在については、Asato（2004）が劳工處のウェブサイトの求職者情報から析出したデータをもとに実証的な考察を行っている。いずれも非常に貴重な論考であるが、中国返還以降の香港社会をとらえた現状分析的な議論が中心である。
- 4) 本稿で参照する地方紙は以下の通りである。(1)『華僑日報』：1925年に創刊され1995年まで刊行されていた中国語紙であり、一時は香港で最大の発行数をもっていた。相対的に中国国民党および英領下の香港政庁寄りでありながらも、香港のローカルな商業発展を重視し、概ね中立的な立場の報道をとることで知られた。また紙面に「工人世界」のページも組み込むなど、労働者階級にも目配りをした報道姿勢をとった。(2)『香港工商日報』：1925年7月に創刊された香港の地元紙であり、国民党・中華民国を支持する立場をとっていた。『華僑日報』と並ぶ主要紙であったが、1984年の英中共同声明を経て停刊に至っている。(3)『大公報』：1902年に天津で創刊された後に中国国内の複数の都市において刊行された。その後他都市版は停刊や他紙との合併に至ったが、香港の『大公報』は今日に至るまで継続的に刊行されており、中国でもっとも歴史ある中国語新聞になった。政治的には中国共産党寄りの報道で知られる。なお、いずれの新聞も香港公共図書館の「多媒體咨詢系統」を用いて閲覧した。発行数の多い「星島日報」などの参照がないのはこのシステムを用いて閲覧できる新聞に限られるためである。
- 5) 10,300世帯に対して訪問調査が行われ、回答率は76%だった。
- 6) 澤田ゆかりによれば、特定テーマ別調査は政策立案に必要な社会データを収集する目的で、1999年から時宜に応じて行われている（澤田2015）。2000年の調査結果は、2003年2月に公表された人口政策タスクフォースレポートに反映され、外国人家事労働者の使用者に対して被雇用者再訓練課徴金（levy）を課すことが

提言された。同年には、使用者の居宅における住み込み就労も強制化されている（大橋2020）。2021年の調査結果も、今後の政策の動向に関係するものと思われる。

- 7) 香港において就学前の幼児を家庭外で預かる施設はすべて私営あるいは非営利組織によって運営される。そのほとんどが教育局の管轄で、私営あるいは非営利組織によって運営される「幼稚園」（3歳児から6歳児を対象とした半日制の就学前教育施設）である。教育よりも保育ニーズを中心とした施設としては「幼児中心」（2歳児から6歳児を預かる「幼稚園」、0歳児から2歳児を預かる「育嬰園」）が社会福利署の管轄の下、私営あるいは非営利組織によって運営されているが、3歳未満の子どもを預かる施設は非常に少なく、利用可能時間やコストの面でも制約が大きい。
- 8) EU諸国の状況については伊藤他（2020）第Ⅱ部に詳しい。なお、香港では家事労働者の雇用については公的支援がないが、高齢者の医療ケアや就学前教育（幼稚園利用）についてはバウチャー制度が設けられている。
- 9) 「自梳女」たちは近代的な輸出向けの製糸産業が発展した広東順徳地域において、工場働くことで経済的に独立し、女性たち同士で暮らしたことで知られる。こうした女性たちは異性愛的婚姻を拒否して独身主義を貫き、自ら既婚女性と同じスタイルに髪のかい上げ（自梳）を行った。その後、日本製絹製品の台頭による競争力の低下や、日本軍の侵攻にともなう社会の不安定化のなかで、多くの「自梳女」たちは1930年代ごろから香港やその他の都市へと移動し、住み込みの家事労働者として働いた（Topley 1978; Stockard 1989, Sankar 1978, 1984, 1986）。
- 10) 杉谷滋によれば、1961年から1965年の香港のGDP実質成長率は年平均13%に上っていた（杉谷1989: 32）。このことを鑑みれば、この賃金上昇は当然のことととらえるべきである。
- 11) 「主婦が家計補助のために働く 時機に応じたパートタイムのメイド」（主婦賺錢彌補家計 鐘點女傭應運而生）『華僑日報』1974年10月25日。
- 12) 「若い女性は工場で働き 高齢のメイドが歓迎される 収入もよく引く手あまた」（年輕婦女入廠工作 老年女傭現仍吃香 入息頗佳不愁就業）『華僑日報』1976年10月26日。
- 13) 1966年にはスター・フェリーの運賃値上げに反対する運動に端を発した香港政庁に対する暴動、1967年には文化大革命に影響を受けた暴動とその過激化が大きな問題となった。1967年以降は英国軍が香港警察とともに境界における人の移動を厳しく取り締まった（Madokoro 2012: 421）。
- 14) 水岡不二雄はこの政策を通じた香港政庁の思惑について「あたかも水道の蛇口

をひねって水量を加減するように調整することで、中国から香港への労働力移動を自在に増減させ、香港内で階級闘争を先鋭化させないように維持した」と論じている（水岡2005: 19）。

- 15) 1982年からは合法的な越境のルートとして、1日あたり75人の割当てによる「単程通行証」(片道通行証)が発行された。この割当ては1995年に150人に拡大され、現在に至る。150人の枠内でも香港居留権のある親をもつが大陸で生まれた者60名、香港居留権をもつ者の配偶者30名と割当てが決められている。つまり厳格な取り締まりのなかでも一定数の大陸出身女性たちが香港へと越境している。こうした新来の大陸出身女性たちのなかにも時間給の「家務助理」として働く女性たちがいる。詳細は伊藤（2007）、大橋（2020）を参照されたい。
- 16) 小ヶ谷千穂によれば、フィリピンにおけるこの政策転換は、当初は①外貨獲得、②技術移転、③失業問題の緩和を目的とした「短期的開発政策」として始まった（小ヶ谷2009: 94）
- 17) 山越の議論は、国際連合地域開発センター（UNCRD）の名古屋会議における葉嘉安（Yeh Anthony Gar-On）の以下の報告をもとにしている。Yeh Anthony Gar-On 1990 “Foreign Labour in Hong Kong: Trends, Impacts and Implications.” Paper presented at the Expert Group Meeting on Cross-National Labour Migration in the Asian Region: Implications for Local and Regional Development, United Nations Centre for Regional Development, Nagoya.
- 18) 「香港人の海外就労は年々減少 海外労働者の来港は増加 近年は多くのフィリピン人労働者が契約を結び家庭使用人に」（本港工人前往海外就業一年少過一年海外工人來港反而增加 最近有不少菲律賓工人來港簽約做家庭傭僕）『華僑日報』1973年10月4日。
- 19) 「フィリピン人メイドが香港に振興産業を成す 家庭メイド不足はにわかには緩和」（菲傭婦到港成新興行業 家庭傭婦荒缺漸轉和緩）『華僑日報』1974年2月25日。なお、この記事によれば当時、手続きを行っていたのは旅行会社だったという。
- 20) 「家庭メイド契約 勞工處印プロトタイプの提供」（雇用家庭傭僕合約 勞工處印樣本供採用）『華僑日報』1972年5月13日。
- 21) 「人民入境處促僱主留意 聘用海外家庭傭工 採用標準傭傭契約 入境事務處印傭傭表格供免費索取」（人民入境處が雇い主にリマインド 海外家庭メイドを雇う際には標準雇用契約を結ぶこと 入境事務處公印つきフォーマットは無料で請求できる）『華僑日報』1976年3月22日。
- 22) この責任は、2003年に住み込み就労が義務化されたことでさらに強化されたといえるだろう。今日の香港における標準雇用契約の内容については大橋（2020）を参照されたい。

- 23) 「三度の給与改定を経てもなおリーズナブル フィリピン人メイド人気で来港増加 月あたり850香港ドル 中流家庭にぴったり」(曾三度調整工資仍屬廉宜 菲籍傭人吃香來港數量逐增 月薪八百五適合中等家庭)『香港工商日報』1979年3月19日。
- 24) 香港では標準雇用契約の下で継続的に雇用されているという前提において、外国人家事労働者に僱傭條例が適用され、週に1度の24時間の休息日、年次有給休暇、傷病手当などを保証されている。一方で香港には2011年まで法定最低賃金制度がなかったため、標準雇用契約において規定最低賃金が設けられたことは外国人家事労働者たちにとって大きな意味をもっていた。ただし外国人家事労働者の規定最低賃金は香港社会の賃金水準を大きく下回っていた。また2011年に設けられた法定最低賃金は住み込みの家事労働者を除外している。
- 25) 香港居民はイギリス属領市民 (British Dependent Territories Citizens) を認められていたため、香港における居留権は英国法にも及ぶ問題であった。1997年の中国返還に関連した経緯については宮内 (2013) に詳しい。
- 26) 「社論 広東メイドの香港におけるサービスを認めよ」(社論 容許廣東女傭來港服務)『華僑日報』1985年7月12日。
- 27) 英語名はHong Kong Employers of Overseas Domestic Helpers Association。本稿では「女傭」という中国語の語義をとらえて香港海外メイド雇用主協会と訳した。2002年に「香港家庭ヘルパー雇用主協会」(香港家庭傭工僱主協會, 英文名称はHong Kong Employers of Domestic Helpers Association) に改称しているが、本稿では中国返還前の状況を論じるため原則として旧称を用いている。創設者の容馬珊兒 (Yung Ma Shan-Yee, Betty) は1982年から1988年まで2期にわたって香港東区の区議會議員を務めた人物である。「雇用主協会」もまた折々の機会に立法局 (現・立法會) のさまざまな委員会の場に意見提出を行うなど、活発に政治活動を行ってきた。主席は創設から長く容が務めた。2007年にそれまで副主席だった羅軍典 (Joseph Law) が主席を交替したが、2015年に羅が逝去したことを受け、再び容が主席を務め、今日に至る。
- 28) 「海外メイドの雇用 雇用主は保障を得られない 容馬珊兒は契約条文に抜け穴があると批判 協会を作って合理的改善を促す」(聘用海外女傭 僱主欠缺保障 容馬珊兒批評合約條文有漏洞 組成協會督促合理改善)『華僑日報』1986年2月23日。
- 29) 「香港海外メイド雇用主協会 僱傭條例修訂に賛成 フィリピン人メイドの契約違反や兼職を防止」(香港海外女傭僱主協會 贊同修訂僱傭條例 防止菲籍傭詞毀約兼職)『華僑日報』, 1987年4月24日。
- 30) 現在では何らかの事情があれば契約更新前に1年間のビザ延長の手続きをするこ

とが可能になっている。しかし2週間ルールは労働者の自由を損なうものであり、虐待やハラスメントの問題を悪化させるとして国際社会から強く批判されてきた。

- 31) 「26団体が声明を発表 海外メイド法案を凍結せよ」(廿六團體發表聲明 促凍結海外女傭例)『大公報』1987年5月11日。
- 32) その後すぐに35歳以下の家事労働者のみを適用対象にすると修正した。
- 33) 「フィリピンメイドの来港就労禁止 雇用主のターゲットはタイ人メイドに 容馬珊兒はフィリピン領事に理解を示す」(菲禁女傭來港工作僱主目標轉向泰傭容馬珊兒說將向菲領事瞭解)『華僑日報』1988年1月23日。
- 34) コンスタブルによればスリランカやバングラデシュの家事労働者は「文化的な違い」や「肌の色」を理由に敬遠されたが、タイ人女性たちは中国系の使用者たちと「文化的に近似している」ととらえられた。タイ人は仏教信徒が多いことから「受動的で従順」であり、フィリピン人のように「西洋化」「アメリカ化」されていないとして期待されたという。ただしその後、フィリピン人ほど英語ができない人が多いということ、そしてタイ人家事労働者を雇うことが「不道德だが実入りのいいローカルな性取引や闇世界」を儲けさせることにつながるのではないかと恐れる使用者の声が大きくなったことで、タイ人家事労働者の雇用はそれほど広がらなかった (Constable 2007: 38-40)。
- 35) 「フィリピン政府によるメイド輸出禁止令発表以降 海外家庭メイドの契約は激増 当局は半月で2千件余りの契約」(自菲政府宣佈輸出女傭禁令後 海外家庭傭工合約激増 當局半月內簽二千多份)『大公報』1988年2月10日。
- 36) 「フィリピン人メイドの月給400元増 香港政府は憶測とコメント フィリピンはメイド女性の海外送り出し規制をすでに解除」(菲傭月薪增四百元港府評論純屬臆測 菲已解除限制婦女海外傭工)『華僑日報』1988年3月17日。
- 37) 「雇用主の5千人分の署名 外国人家事労働者の賃上げ凍結を要求 海外メイド雇用主協会議員に対して負担が増えれば主婦の就労に影響すると強調」(五千僱主簽名要求凍結海外女傭加薪香港海外女傭僱主協會代表晤議員強調加幅巨大難負擔影響主婦就業)『華僑日報』1988年5月3日。なお澤田ゆかり氏にご教示いただいたところによれば、1980年代の香港では深刻な交通渋滞を解消するため、電子式の賦課金システムによって自動車の通行規制を導入するべきだという議論があったという。容の発言はこの議論を参照していると思われる。
- 38) 容の北京訪問を報じたサウス・チャイナ・モーニングポスト紙は、大陸出身の女性たちを家事労働者として受け入れれば、香港人男性とのあいだに親密な関係が結ばれる可能性があり、そのことが家族関係を混乱させたり、子どもの居留権の問題を引き起こしたりするかもしれないという懸念を論じている。“A

- domestic dispute: Proposals to import domestic helpers from China is not feasible at present” South China Morning Post, 25, July 1996.
- 39) 「容馬珊兒 教育は社会の歩みと足取りを揃えて」(容馬珊兒教學緊貼社會步伐)『香港文匯報』<http://paper.wenweipo.com/2005/12/07/MR0512070001.htm> 2005年12月7日付記事, 2023年5月30日最終アクセス。
- 40) 1999年の切り下げの経緯は不明であるが, 2003年の切り下げは注6で示した被雇用者再訓練課徴金 (levy) の導入と同時に行われた。使用者に対する課徴を外国人家事労働者の賃下げによって相殺したことになる (大橋2020)。
- 41) 翻訳は小栗宏太氏によるNoteからご本人の承諾を得て使用させていただいた。「阿栗」Note <https://note.com/sasaleut/n/n08410132d360> 2020年2月8日付記事, 2023年6月8日最終アクセス。なお本稿の「おわりに」は小栗氏のこのNoteに大いに示唆を得て執筆された。使用者を「悪者」扱いするのではなく、「なぜ『普通』の、おそらくは家族や隣人の前では善良な人々であるはずの彼らが、彼女たちに敵意や偏見に満ちた眼差しを向けてしまうのか」という小栗氏の問題提起は本特集の議論全体にとって非常に重要な意味をもっている。

【引用文献】

- Asato, Wako 2004 “Negotiating Spaces in the Labor Market: Foreign and Local Domestic Workers in Hong Kong” *Asian and Pacific Migration Journal* 13 (2) 255-274
- 安里和晃 2005 「アジアNIESにおける外国人労働者の概要——家事・介護労働者を中心に」『世界の労働』55 (10) 16-22
- 2006 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」『異文化コミュニケーション研究』18巻1-34
- 陳允中・司徒薇 2014 「兜口兜面的多元文化主義：香港菲律賓移工重奪公共空間和公民權運動」『思想』26 183-212
- Constable, Nicole 1997 *Maid to Order in Hong Kong: Stories of Filipina Workers* Cornell University Press
- 2007 *Maid to Order in Hong Kong: Stories of Filipina Workers*, 2nd Edition, Cornell University Press.
- Cortés, Patricia and Jessica Pan 2013 "Outsourcing Household Production: Foreign Domestic Workers and Native Labor Supply in Hong Kong" *Journal of Labor Economics* Volume 31, Number 2 327-371.
- 香港特別行政區政府統計處 2001 『主題性住戶統計調查 第5號 報告書』香港特別行政區政府統計處

- 香港特別行政区政府統計處 2021 『主題性住戸統計調査 第72號報告書』 香港特別行政区政府統計處
- International Labour Organization 2001 Making Decent Work a Reality for Domestic Workers: Progress and Prospects Ten Years after the Adoption of the Domestic Workers Convention, 2011 (No.189) . Geneva: ILO.
- 伊藤るり 2007 「香港における再生産労働の国際移転——深化するグローバリゼーションと〈ジェンダー平等〉の課題」 北九州市立男女共同参画センター "ムーブ" 編 『ジェンダー白書5 女性と経済』 明石書店 96-115
- 2020 「グローバル・イシューとしての家事労働——ILO189号条約が意味するもの」 伊藤るり他著 『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』 人文書院 1-23.
- 伊藤るり他著 2020 『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』 人文書院。
- Law, Lisa 2002 "Defying Disappearance: Cosmopolitan Public Spaces in Hong Kong" *Urban Studies* Volume 39, Number 9 1625-1645
- Lui, Tai-lok 2007 "Rearguard politics: Hong Kong's middle class" *The Developing Economies* XLI-2 (June 2003) 161-83
- Madokoro, Laura 2012 "Borders Transformed: Sovereign Concerns, Population Movements and the Making of Territorial Frontiers in Hong Kong, 1949-1967" *Journal of Refugee Studies* Volume 25 Issue 3 407-427
- 宮内紀子 2013 「1981年イギリス国籍法制定以後の国籍関連法について——帝國的構造と国籍概念の観点から」 『法と政治』 64 卷 1号 75 (216) -114 (177)
- 水岡不二雄 2005 「グローバル経済下のアジア, 国境と階級関係の再構築——経済地理学からのアプローチ」 『歴史と経済』 47 (3) 12-21.
- Napier-Moore, Rebecca 2017 *Protected or Put in Harm's Way? Bans and Restrictions on Women's Labour Migration in ASEAN Countries*, International Labour Organization and UN Women
- 小ヶ谷千穂 2009 「送り出し国フィリピンの戦略——海外労働者の『権利保護』と『技能』の関係をめぐって——」 『日本比較政治学会年報』 11 卷 93-113
- 大橋史恵 2020 「香港社会の家事労働者——『中国』と『外国』の狭間における分断と連帯」 伊藤るり他著 『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』 人文書院 108-138
- Ohashi, Fumie 2022 "Social Reproduction Process in Colonial Hong Kong: The Shifting Gender Relations of the Intra-East Asian Economy" *The Japanese Political Economy* vol. 48, issue 2-4 129-148

- Oishi, Nana 2005 *Women in Motion: Globalization, State Policies, and Labor Migration in Asia* Stanford University Press
- Sankar, Andrea 1978 "Female Domestic Service in Hong Kong" in Tilly, L. et al. *Female Servants and Economic Development*. Women's Studies Program, University of Michigan 51-62.
- 1984. "Spinster Sisterhoods - Jing Yih Sifu: Spinster-Domestic Nun" , in Sheridan, M. and Salaff, J. eds. *Lives: Chinese Working Women*, Bloomington: Indiana University Press, 51-70.
- 1986. "Sisters and Brothers, Lovers and Enemies: Marriage Resistance in Southern Kwangtung" , *Journal of Homosexuality*, 11:3-4, 69-82
- 澤田ゆかり 2015 「香港——調査方法の変化と人口移動の実態」『アジア研ワールド・トレンド』No.238 20-23.
- Shivakoti, Richa, Sophie Henderson & Matt Withers 2021 "The Migration Ban Policy Cycle: a Comparative Analysis of Restrictions on the Emigration of Women Domestic Workers" *Comparative Migration Studies* 9 (36) 1-18
- 蘇美智 2015 『外傭——住在家中的陌生人』三聯書店（香港）
- Stockard, J. 1989. *Daughters of the Canton Delta: Marriage Patterns and Economic Strategies in South China, 1860-1930*. Stanford: Stanford University Press.
- 杉谷滋 1989 「マクロ経済構造——輸出主導工業化の展開」小島麗逸編『香港の工業化——アジアの結節点』アジア経済研究所, 29-54.
- Topley, M. 1978. "Marriage Resistance in Rural Kwangtung" , in Wolf, A.P. eds. *Studies in Chinese Society*. Stanford: Stanford University Press.
- Xia, Lily L.L. and Ma, Joyce L.C. 2019 "Childcare Policies and Services in Hong Kong after the Handover: Beyond a Feminist Critique" *Asian Social Work and Policy Review* 13 295-306
- 山形辰史 1991 「フィリピンの労働者の海外送り出し政策」『三田学会雑誌』83巻 特別号一Ⅱ 145-166
- 山越徳 1992 「労働者受け入れの実態と政策 第8章 香港」矢内原勝・山形辰史編『アジアの国際労働移動』アジア経済研究所 195-208

Activisms of Domestic Workers and Employers in Colonial Hong Kong: Focusing on Border Control Politics

OHASHI Fumie
(Ochanomizu University)

Hong Kong began to introduce Filipino domestic workers in the early 1970s, when the city was under British Administration. Before the 1970s, live-in domestic workers were usually local Chinese women who were originally from the Mainland. However, as the Hong Kong economy experienced high growth through export-oriented industrialization, local women found the manufacturing sector more attractive. Consequently, the cost of hiring domestic workers went up. Meanwhile, an increasing number of dual-income, middle-class households were reported to be struggling with the labor shortage of domestic workers. Despite this situation, the Colonial Government had tightened control over the regional border between Hong Kong and the Mainland in the early 1970s, preventing newly migrating Chinese women from becoming domestic workers. Instead, they accepted migrant domestic workers from the Philippines. By tracing reports and editorials in the local newspapers, this paper describes how and why such border control politics emerged and the consequences. In the 1980s, the border control policies of the Colonial Government affected the activisms of employers and Filipino domestic workers. By looking back at the history critically, we can examine the necessary perspectives for a solidarity movement of domestic workers and employers.

Keywords: colonial Hong Kong, domestic workers, employers, border control